

処理事例 12 オンブズマンの意向に沿ったもの

調査対象機関	都市整備部建築室住宅課		
<p>オンブズマンが自己の発意に基づき取り上げた事案の趣旨</p>	<p>明石市営住宅条例には、都市計画事業の施行に伴い住宅を除却された場合、公募を行わずに市営住宅に入居させることができる旨の規定があるにもかかわらず、実際には、そうした取り扱いになっていないため、都市計画事業によって住宅を除却される建物所有者が、市営住宅への入居を希望されても、お断りするしかないとの話しを耳にしました。</p> <p>オンブズマンは、事実を確認し、適正な取り扱いについて考えたいと思いましたので、自己の発意に基づく調査を実施することにしました。</p>		
<p>調査結果等</p>	<p>平成20年2月21日に住宅課へ市営住宅の現状をお尋ねしたところ、公募戸数が少なく、応募倍率が高い状況で、公募の例外を実施すれば、公募による応募者との公平性を損なうとの考えから実現に至っていないとのことでした。</p> <p>オンブズマンは、住宅課への調査を続ける一方で、近隣自治体の状況を調査しました。調査対象とした8自治体のうち、5自治体は何らかの形で公募の例外を実施しており、その他の自治体でも、条例で規定している以上、実施したい考えであるとの回答を得ました。</p> <p>また、国土交通省住宅局長の通知には、都市計画事業の施行に伴い住宅を除却された者は、市営住宅の入居者資格のひとつである住宅困窮者であるとの見解が示されています。</p> <p>オンブズマンとしては、市営住宅の現状も理解できます。しかし、都市計画事業という公共の福祉のために犠牲を強いられることになる市民の苦悩を十分に理解し、その市民が市営住宅の入居を求めているのなら、市一体となって、その市民のために考えてあげる必要があると感じました。</p> <p>そして、公募の例外を実施した場合に想定される件数を調査し、公募に多大な影響を及ぼすものではないことを確認しました。</p> <p>住宅課との話し合いを幾度か重ねた末、平成20年4月3日に改善に向けた検討をお願いしました。</p> <p>住宅課で検討いただいた結果、基本的には公募の例外を実施しますが、現状を考えると、そのための空家を常時確保することは難しいため、公募の例外による入居の希望を聞いた時点で確保することとし、その旨を文書で関係部署へ通知することにより周知を図りたいとのことでした。</p> <p>オンブズマンは住宅課から示された改善策によって、都市計画事業の施行に伴い住宅を除却された者をはじめとする公募の例外に該当する市民を救済できるようになるとともに、都市計画事業等の円滑な推進にも寄与し、かつ、市営住宅の現状を踏まえた効率的な方法がとられているものと判断しましたので、オンブズマンに報告いただいた方向で進めていただくことを前提に、今回の自己の発意に基づく調査を終了することにしました。</p>		
<p>市の機関への調査年月日</p>	<p>平成20年(2008年)</p>	<p>2月18日</p>	<p>要した日数</p>
<p>調査結果通知年月日</p>	<p>平成20年(2008年)</p>	<p>8月7日</p>	<p>171日間</p>